



平成 27 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中富 博隆
(コード番号:4530 東京、名古屋、福岡)
問合せ先 執行役員広報室室長 金成 俊英
(TEL 03-5293-1732)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の当社第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者並びに議長を取締役社長から代表取締役へ変更するとともに、役付取締役を見直し、役付取締役から取締役副社長を削除するものであります。(変更案第 13 条、第 21 条、第 23 条)
- (3) ガバナンス体制強化のため、新たに社外取締役 2 名を加え、社外監査役を 2 名とします。これに伴い、監査役の員数を 6 名以内から 4 名以内へ変更するものであります。あわせて、社外取締役及び社外監査役の責任範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 29 条、第 31 条、第 39 条)。なお、変更案第 29 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記(3)の条文新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。(変更案第 30 条～第 47 条)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 5 月 21 日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 5 月 21 日(木)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集し、その議長となる。</u> <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が株主総会を招集し、議長となる。</u> <u>前 2 項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、<u>取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談役を選定することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (代表取締役、役付取締役および相談役) 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名、相談役を選定することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> <u>代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>前 2 項の規定により取締役会を招集し、議長となるべき者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第29条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第30条 (監査役の員数) 当社の監査役は、6名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p>
<p>第31条 ~ 第37条 (条文省略)</p>	<p>第32条 ~ 第38条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第39条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第38条 ~ 第45条 (条文省略)</p>	<p>第40条 ~ 第47条 (現行どおり)</p>